

# 第 62 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 62 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 10 日（金）18:20～20:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

①実施要項（案）の審議

- 情報処理技術者試験事業（（独）情報処理推進機構）
- 公害健康被害補償業務の徴収業務（（独）環境再生保全機構）

②その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（（独）情報処理推進機構）

情報処理技術者試験センター 林副試験センター長、倉持実施グループリーダー、  
鈴木実施グループ調査役、柳橋企画グループ主幹

（（独）環境再生保全機構）

補償業務部 折田部長、栗山業務課長、杉橋業務課長代理、田名業務課係長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 62 回「入札監理小委員会」を開催します。本日は独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業、それから独立行政法人環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務の 2 件の実施要項（案）について、審議を行います。

初めに情報処理技術者試験事業の実施要項（案）の審議を行います。本日は独立行政法人情報処理推進機構、林副試験センター長に御出席をいただいておりますので、業務の概要や実施要項（案）の内容等について、15 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○林副試験センター長 試験センターの林でございます。よろしく願いいたします。本日は情報処理技術者試験事業、民間競争入札実施要項について御説明申し上げます。当事業については昨年、この当委員会において四国、沖縄支部が担当していました高松試験地と沖縄試験地における民間競争入札の実施要項を御審議いただきまして、本年、春の試験から既にその落札事業者が実施運営をしているところでございます。

まだ実施は 1 回でありますけれども、特段、大きな問題もなく、トラブルもなく、順調に実施することができました。本日はその第 2 弾といたしまして、中国支部が担当しております広島試験地における民間競争入札実施要項の御説明をいたします。なお、対象地域とその業務内容につきましては、先の施設研修等分科会におきまして御了承をいただいたところでございます。

それでは、実施要項の 1 ページ目から御説明させていただきます。趣旨につきましては昨年と同様ですので、割愛させていただきます。2、試験の概要ですけれども、これは落札事業者がこの当事業を委託する 21 年、秋以降では 12 の試験区分を実施します。これを年 2 回、春と秋と、4 月と 10 月に分けて実施します。

春で 8 試験区分、秋で 8 試験区分ということでございまして、23 年度からは I T パスポート試験に C B T 方式を導入するということも検討しておりまして、C B T が導入された場合には I T パスポート試験を除いた 11 試験区分を担当していただくということで考えております。

応募者数は 20 年度、今年度では約 54 万人でございまして、試験地は 62 の試験地域で実施しておりまして、各都道府県に最低 1 か所の試験地はあるということでございます。試験会場は全国で約 300 会場で運用しておりまして、主に大学、高校、専門学校がほとんどの会場でございまして、それ以外に企業の研修施設ですとか、イベント会場ですとか、福祉施設なども借りて実施しております。

それから全国で三百余の試験会場と非常に数が多いことと、秋には、ほかの国家試験も同じ日に実施しておりまして、試験会場の確保という意味では大変厳しい状況で運用しているところでございます。そういう意味では試験が終わるとすぐに、次回ですとか次々回の使用申込をして、次年度の会場確保に努めているところでございます。また、監督員等も

全国で1万人強の方に御協力いただきまして、運営しているところでございます。以上が試験の概要についてでございます。

(2)。対象地域でございますけれども、今回は広島県、広島試験地ということで考えております。それから落札事業者への業務移行の目処が立てば、この広島試験地を担当しています中国支部については廃止していこうということで、考えております。

(3)。対象となります業務でございますけれども、大きく分けまして3つ、書いてございます。会場確保の業務につきましては、今、申し上げたように、相当、前倒しでやらなければいけないということで、初年度に関しましては私どもが既に前年の試験直後に会場を押さえますので、可能であればこれを使用してほしい旨を書いております。

それから、身障者の方への対応ですとか、実際に会場が決まったときのその会場の割付け、どの会場にどの試験者の方を割り付けるかといったところの業務も併せてやっていたと書くということで書いております。

②ですけれども、会場責任者等のその会場の実施・運営のための要員を確保するということが書いてあります。目安として私どもが現在、おおむねどのくらいの要員を確保しているかということも書いてあります。参考にいただければということでございます。

それから、③でございますけれども、試験運営業務そのものについてお願いしたいということで書いてあります。特に試験の問題漏洩等々があってははいけませんので、実際に試験が郵送される場合の確認業務ですとか、そうしたことをお願いすると。それから、全国におきまして公平に試験を実施する必要がありますので、特に受験条件の均質性を確保する必要があるということから、詳細なマニュアルをつくっておりますので、このマニュアルの遵守徹底をお願いしたいということを書いております。

次に行きまして、(4)。確保されるべきサービスの質でございます。内容は昨年の四国・沖縄の場合と同様でございます。試験ですので、やはり、受験者はどうしても非常にナーバスになっていますので、その試験環境を整えるというのが非常に大事でございます。

それから、絶対、やってはいけないということで、ここでは7つほど挙げております。最後に多くの方が1か所に、受験者が1か所に集まるものですから、その周辺住民の方を含めて周りの人に迷惑はかけないように、そうしたことに注意をしていただければということで記載しております。

次に、(5)。契約の形態及び支払いでございますけれども、契約形態は請負契約ということで考えております。請負の報酬は試験を実施するたびにお支払いするということが考えております。昨年の四国・沖縄の場合は総価方式ということで報酬額を算定しましたことから、新試験制度への移行に伴って要件が大きく変わった場合など、報酬額を含めて調整できるというような条項がこの(5)のところには記載されてありましたが、今回はそこをちょっと削っております。

総価方式では、事業者はなるべく低い金額で応札しようと努力をいただいているわけですが、そういう中で想定より応募者が増えれば増えるほど、逆に言うと経費は

かさんでいくわけでした、そういった意味の事業者の収益を圧迫することになって、リスクも高まってしまうというようなことも考えておりました、逆に事業者から見ると収益を出すために少ない要員とか、会場も安い会場を借りるとか、そういう努力をしていただくのは結構なのですが、それが先ほど言った試験実施への環境面ですとか、そういうところへの影響も我々としては懸念するところでございまして、そもそも応募者が増えて試験が成長していくことを我々としては期待して試験をやっているわけでございまして、そうになると、逆に事業者が苦しくなるようでは、モデルとしてちょっと長続きするのは難しいのかなというようなところもちょっと懸念しているところでございまして、このような点も踏まえて、去年はそういった意味での調整条項を付けておりました。

今回、私どもは受験者一人当たりの単価方式にしたいなということで考えております。単価であれば、応募者が増えても試験が成長すればするほど事業者の人も潤いますし、我々にとってもうれしいわけですし、事業者にとってもやり甲斐も持っていただけるでしょうし、そういう意味の応募者の増減によるリスクも少なくなるのではないかとということで、そういった意味の好循環を形成できて、持続可能なモデルとして継続できるのではないかと期待して、そういう形にしたいなということで今回は考えております。

それから、ハですけれども、いろいろな形での重度の身障者の方が受験されますので、そういった方へ特別の配慮をしなければならないという事態も発生いたしますので、このような場合には、追加費用が発生した場合には請求できるということにしております。

それで、3。試験実施期間に関する事項でございまして、これは監理委員会でお出ししております指針等も踏まえまして、また当事業の性質上、試験の実施を経験すればするほど、それが次回の運営に活かされるわけですから、基本的にできるだけ長くやっていたらいいなということも考えておりました、21年の4月から24年の6月までの3年3か月、試験でいうと6回分ということで考えております。

4。入札参加に関する事項でございしますが、ここについては昨年と同様でございます。

5。入札に参加する者の募集に関する事項でございます。入札に係るスケジュールでございまして、私どもとしては入札の公告を来年1月早々、1月上旬にしたいと思っております、あとは記載のとおりでございまして、最後の契約の締結を21年の4月1日に行いたい。そこに向けてスケジュールどおり淡々と進めたいなということで考えております。

(2)。入札の実施手続でございまして、提出書類といたしましては入札書、企画書、暴力団排除に関します必要な書類という3点で考えております。入札金額ですが、先ほども申し上げましたように、単価で考えておりますが、昨年の方は入札説明書の方で総価で入札する旨、説明していますので、今回も同様に考えまして、入札説明書の方で単価である旨を説明しようということで、この実施要項では昨年と同様の書き方にしております。

それから、②。企画書の内容ということで、大きく分けまして組織的基盤に関する事項、

経理的基盤に関する事項、実施体制、事業計画、実績に関する事項ということで、この内容について企画提案を期待するというように書いております。

6でございますけれども、この請負事業者の決定に当たりましては、総合評価方式によるものということで、まず書いております。評価の方法でございますけれども、評価項目については必須項目と過程評価項目について分けております。必須項目については、すべてを満たした提案については基礎点の100点を与えるということで、経理的基盤があるかどうか、実施体制、請負事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制が確保されているかどうか、それからサービスの質の内容を確保する事業計画となっているかどうか、この辺りが基礎点となっております。

それに加えて口のところでございますけれども、加点要素として経験・実績があるかどうか、計画が周密なものになっているかどうか、それから確実性があるかどうか、こういった点を加算点として評価して考えたいということで記載しております。

(3)。落札者の決定でございますけれども、いわゆる除算方式を取りまして、今言った基礎点及び加算点の合計点を先ほどの入札価格で割った値が最も高い者を落札者とする。それから、たまたま落札者がいない場合については、直ちに再入札を行うという手続を記載しております。ハにつきましては、不当に低い入札価格を提示した方を排除するための規程として書いてあります。

(4)でございますけれども、落札者が決定しなかった場合の措置ということで、再度、公告を実施するという規程でございます。

7。従来の実施状況に関する情報の開示ということで、これは別紙としてお示ししてございます。資料でいいますと、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページというところでございます。報告としては昨年と同じで、内容を中国支部管轄のものに替えてあります。

19年度で見ますと、20ページでございますけれども、応募者数は中国支部で19年度、約9,200名弱でございます。昨年の四国・沖縄はその2つを足しても6,000名弱ですので、今回、1.5倍程度の応募者の実績があるボリュームでございます。

また、会場数は中国支部が担当するところが4会場ほど、私どもでは確保していますが、昨年やった四国・沖縄ではそれぞれ1会場ですので、そういった意味でも会場確保の観点から見ても、難易度は少し今回の方が上がってきているのかなということで考えております。戻りまして、9ページでございますけれども。

○徳山企画官 説明時間、少し間に合わない感じになっておりますので、手短にお願いします。

○林副試験センター長 はい。わかりました。

○徳山企画官 それから、ちょっと一点、申し上げますけれども、事務局からは、今回、単価、委託者は単価にするということで、その内容について説明するようというお願いを事前にしておったかと思うのですが、その説明が省かれましたので、その説明を今、し

ていただけますでしょうか。ちなみに実施要項の方では6ページを御覧いただきますと、ここは総価であるということがわかるように書いてあります。ですから、今、副センター長さんがおっしゃったことと実施要項に出ている案が食い違っているわけですから、その食い違いをきちんと説明するようにしてください。

○林副試験センター長 まず、単価については基本的には開示のところを示しておりますけれども、各年度で我々が中国支部であれば中国支部で年度幾らという総額は、我々としてお示ししております、「我々がやると大体、このぐらにかかっています」ということで、そういうのは16ページでありますとお示しております、ここで中国支部の表がございますけれども、その表の一番下の行、(a) + (b) というところが中国支部でかかっている経費と。

○徳山企画官 単価形式でやられるという、その単価というのが何の単価かを説明してください。また、その単価は1本なのか、2本なのか、そういうことも伺っていません。

○林副試験センター長 そこでかかった経費を想定する受験者で割っていただければ。

○徳山企画官 受験者ですか。

○林副試験センター長 応募者ですね。

○徳山企画官 応募者ですか。

○林副試験センター長 はい。応募者の数で。

○徳山企画官 応募者とは申請者のことですか。

○林副試験センター長 そうですね。受験申請者で割っていただければ、その一人ひとりにかかる単価ということで我々は考えているということでございます。

○樫谷主査 この9,200名というのは、年間ですね。

○林副試験センター長 そうです。

○樫谷主査 たくさん、イからワまでありますが、これの合計ということですか。新しい制度なので、少し違うかもしれませんが、従来でいうとそのすべての試験の合計、広島で受けられた方、応募された方。

○林副試験センター長 そうです。そういうことでございます。

○徳山企画官 受験申請者一本。

○林副試験センター長 そうですね。

○樫谷主査 ちなみに、17、18年度は何名ぐらいの方でしたか。

○林副試験センター長 20ページを御覧いただくと、受験申請者数ということで、17年度が1万1,263名、18年度が9,730名ということでございます。

○樫谷主査 これを割れば単価が出てくる。

○林副試験センター長 はい。おっしゃっていただいた6ページで総価で書いてあるというのは。

○徳山企画官 入札、私の理解というか、去年もそう、これは同じだと思うのですが、6ページの(2)、①のイ。「入札書にはすべての請負事業に対する報酬の総額」。これは

総価契約ですね。おっしゃったことと食い違っていると私が受け取ったのは、そういう意味です。

○樫谷主査 予定応募者数か何かを書くのであれば、これでいいでしょうけど。

○徳山企画官 どういう単価かを説明しないと、食い違っているわけです。

○林副試験センター長 承知しました。

○渡邊副主査 私も似たようなところで、8ページ目の(3)、入札価格とか、ほかの部分が多分、去年と変更がないままになっているせいだと思いますが、要項を拝見すると、今、事務局からお話があったように、総価方式を前提に書いてある記載がそのまま残っているんで、余り単価方式を取っているとは、これから読めない状況になっているんですね。

○樫谷主査 そうですね。予定価格の制限の範囲など、一体、予定価格とは何なのだと。

○渡邊副主査 ええ。

○樫谷主査 予定単価の制限というなら、まだあれでしょうけどね。

○徳山企画官 入札書に何の価格を入れるのかを、詳細に説明していただくということが必要かと思います。

○佐久間事務局長 当然、3年間のそれぞれの上限下限について、合計した総人数の想定をしないと総額の幅は出ない、しかし、これは一本だから、単価の高低でということにはなりません。けれども、それは予定価格を、予算の総額を想定人数で割って出した単価の上限を予定単価としてやるのか、それとも、掛けて計算したものがこれを超えないとするのか、とにかく、いずれかに決めておかないといけないと思います。

○徳山企画官 予定価格自体が単価なのか、その予定価格というのは単価×予定数量なのかということですね。

○林副試験センター長 そうですね。

○徳山企画官 それも明示する必要があるということです。

○林副試験センター長 こちらにですか。

○徳山企画官 はい。

○樫谷主査 書かないと、単価を基礎点とか加算点の合計額、合計点で割るのか、ですね。

○林副試験センター長 はい。

○樫谷主査 単価で上限を決めるのか。

○林副試験センター長 そうですね。基本的に単価で考えていますので、単価で入札していただくということで考えております。

○樫谷主査 この書きぶりが、「落札者の決定」の書きぶりが相当違うと思うんですね。

○徳山企画官 それは単価で本当にやるのがいいかどうかというのも、あるかとは思いますが。

○樫谷主査 前提ですけどね。ここ、大体、あと重要なことはありますか。

○林副試験センター長 大体、昨年と同じようなところで。

○樫谷主査 同じですよ。

○林副試験センター長 はい。

○樫谷主査 では、そこがポイントなので、あれですが、これは、この質問でまずその新しい制度が 21 年度から成るわけですね。

○林副試験センター長 はい。

○樫谷主査 これはどうですか。読みとしては増えるのか、減るのか、機構としては受験者数はどういうふうな読みをされているのですか。

○林副試験センター長 本当にそれは想像でしかないですけど。

○樫谷主査 私、たまたま構造改革のトップの方のあれもやっております、そこでの御説明では、何か今まではプログラマーのようなものをつくる側だったけれども、そのマネジメントをする方とか、あるいは採用する方ですね。それの方も対象にするので幅が広がるのだというような、だからといって受験者数が増えるかどうかはわかりませんがというような御説明だったような気がしたのですが。

○林副試験センター長 基本的に、今、先生がおっしゃったように、IT パスポート試験はこの IT 社会においてパスポートというような、我々もそういう意味を込めて付けた試験でして、社会に出て仕事をしていく人であれば、皆さん、取ってほしいという思いで設計した試験でもありますので、対象となる方は非常に広がっているとは思っています。

○樫谷主査 ということは、この 2 ページの②の試験区分のイと一番下のワ、ここが多少、バッティングするということでしたっけ。

○林副試験センター長 当事業をお願いするときには、もう、ワは秋からないものですかから。

○樫谷主査 そうか。だから、これは対象、ワはもう必要ないということですね。

○林副試験センター長 そうですね。

○樫谷主査 もともとね。そうすると、ワは要らないということですね。

○林副試験センター長 そうですね。秋からですと、そうですね。

○樫谷主査 そうしたら、これは書く必要はないですね。そういうことでやりますか。ということでもいいですね。

○林副試験センター長 はい。

○稲生専門官 聞き逃したかもしれないのですが、今のところで②の情報処理技術者試験の区分が割と年度を追うごとに変化があって、一方で 16 ページ、17 ページのいろんな情報の開示のところで「従来の実施に要した経費」というのがありまして、そうすると、どの試験についての経費を積み上げたのかとか、これを明示してあげないと、多分、経費の積算が応募する方がかなり困難になるのではないかと思います。もし、注記してあるなら結構ですが、16 ページ辺りを見る限りではないように思うのですが、そこら辺、何か注記を工夫していただくとかをしていただければいいのかなと思います。もし、何かコメントがあれば、お願いをしたいと思います。

○渡邊副主査 今のに関連して、いいですか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 私も今、多分、この単価方式を採用されることと関係すると思うのですが、会場のように必ずしも人数、応募者人数にぴったりいかない場所を借りるとなると、必要な費用がどうしても、何といたしましょうか、こういう段状になると言いましょうか、必ずしもこういう比例ではないわけですよ。

そうすると、例えばこの試験ごとの人数がどのぐらいだったかとか、そういう情報がないと、例えば 150 人のときに 100 人の施設を借りて足りるはずはないので、200 人の施設を借りないと実施できないと思うのですが、しかも、皆、同じ条件で受験をさせようと思うと、100 人のところを何か離れたところに 2 つ借りていいかということ、そうではなくて、やはり 200 人の会場を多少割高になっても借りざるを得ないとか、そういう事情があると思うのです。

そのときに、その試験の区分ごとの人数とか、何かそういった情報がなくて、どうやって単価が計算できるのだろうかということを考えると、今、言われた情報開示が何か総人数何人、機構がやっていたときに幾らというのではとて怖くて、計算できない、積算できないだろうと思うんですね。その辺りが今の稲生先生から言われた。

○林副試験センター長 この資料には記載していませんが、我々のホームページでは、そういう数字はすべて細かく出しています。どの試験で何人受けて、何人応募されてというのはすべて出ていますし、あと、入札説明のときとかでも、例えば今度は中国であれば、中国のその試験地で試験区分ごとに何人というのは、我々は積算しているわけですから、当然、情報としてはお伝えできるので、そういったことを御説明できるかなと思います。

○樫谷主査 そうですけど、それなら、むしろここに書いていただいた方が、別に見ればわかるという話でしょうけれども、是非、これは情報開示の話ですから、是非、ここにもちゃんとそういうことを書いておいていただいた方が。

勿論、いろんなものを見て、ここだけ見てではなくて、いろんなものを見て見積をされるとは思いますけれども、それはむしろ、そういう情報もあるなら貼り付けるだけでいいと思いますが、やっていただきたいと思います。そうすると、コストの方もある程度、どうですか、例えば春と秋では会場数が違うのか、同じなのか。春と秋で受験者数は出ているわけですよ。ただ、会場数は出ていないですよ。

○鈴木調査役 会場数ですか。

○樫谷主査 会場数。125 だということから、春も秋も 125 だったという意味ですかね。

○鈴木調査役 会場の方は 18 ページの開示の方に、この会場を使っているというのは、上の表に。

○樫谷主査 ではなくて、ごめんなさい、試験室数。

○鈴木調査役 試験室数ですか。

○樫谷主査 はい。

○林副試験センター長 20 ページ。

○榎谷主査 20 ページ。最後のページになりますが、これは一年間の累計で 125 ということですか。

○鈴木調査役 そうですね。

○榎谷主査 これはちょうど半分と考えていいですか。

○鈴木調査役 そうですね。半分か、秋の方がほんの気持ち、多いか。そのぐらいですね。

○榎谷主査 だから、そういう情報もここに入れておいてあげれば。これは当然、同じ試験場ではないですよ。IT パスポートの試験と、ちょっと難しい戦略とか、IT ストラテジスト試験は同じ会場ではないですよ。

○鈴木調査役 それは結局、時間の長さはありますが、試験を受けに来られる方は一緒ですので、借りられる会場の中で私どもも、多分、業者さんがやっても同じだと思いますが、調整しますので、一つの会場が一番簡単な IT パスポートと高度の方の試験というのもありえます。

○榎谷主査 会場は同じだと思いますけれども、その部屋は同じではないですよ。

○鈴木調査役 部屋は別です。

○榎谷主査 別ですよ。

○鈴木調査役 はい。

○榎谷主査 だから、その辺のことも必要ではありませんか。例えば、一人でも、一人ということはあるけれども、極端に言えば、一人でも室は必要なわけですよ。一人や二人ということはある得ませんけど。

○稲生専門官 ですから、やはり 18 ページの「従来の実施に要した施設及び設備」のところ、表のところ、各専門学校とか大学とか、ありまして、この丸があつたりなかつたりして乖離しているように見えて、下のところの会場借料はおおむね 0 万円から 180 万円とか、結局、だから何人受験することを想定して、幾らの借料を払ったとか、恐らくこれは別に開示しても問題ないですよ。

だから、そういうのがあって想定されていると、大体、「ああ、これぐらいの会場を用意すればいいのか」「借料はこういうふうに想定すればいいのか」というように、応募される方が積算されると思いますので、だから要はこの実施要項はほかの資料を参照しながら、併せて考えてくださいというものではなくて、実施要項だけでやはり応募者の方が積算ができるように、できるだけ充実していただいた方がいいのではないかと思います。

○榎谷主査 皆さん、もう何回もやっぺらしてらっしゃるので、もう頭に入っているんで、恐らくかもしれませんが、初めての人にとってみたら、多分に我々は真っ白で見るわけですので、そういう目で「これをどうやって見積もろうか」という目で見ると、とてもこれは情報としては物すごく不足だと思うんですね。

入札をしようというぐらい熱心な方なので、ホームページもいろんなものを見られていると思うのですが、やはりそれはそれとして、これはここにちゃんと書くべきものは書いていただくということが必要なのかなと思います。

○稲生専門官 一つ、質問がありまして、8ページのところに加点審査項目がロとしてございまして、a)、b)、c)、d)、4つあると。これ自体はこういう中身であるのかなと思って見ていたのですが、「計画の周密性」がb)でありまして、実態に即した会場責任者等の確保の計画が黒丸(・)の2つ目にございますね。

「実態に即した計画を立案しているのか」ということになると、柔軟性があるのかなと思って見ていたのですが、私の読み違いかもしれませんが、3ページのところで(3)の②のところで、イというところがあって、「次に掲げる数の会場責任者等を確保すること」とありまして、要は自ずと人数、管理者関係の人数が決まってしまうのではないかと3ページで読んでいたのですが、「実態に即した会場責任者等の確保」ということで、8ページの方では柔軟性があるように読めるんですよね。だから、どちらなのかなということなのですが。

○鈴木調査役 前のときもちよっと御質問があったのですが、あくまでこの3ページの方は「目安として」と書いてございますので、「私どもとしてはこういう形でやっていますが」ということです。ですから、その辺は創意工夫という形でやっていただければありがたいと思います。

○稲生専門官 わかりました。

○樫谷主査 それから、もう一つ。23年度でしたか、23年度からITパスポート試験のやり方がCBTというやり方に変わるということですよ。したがって、そこはここの対象外になるのだということですよ。そこがこの2ページの②の注3に書いてありますが、このITパスポート試験が受験者の中では圧倒的に多いと。つまり、初級のような位置付けなので、それを考えると受験者数が一番多いということですよ。

そうすると、同じ会場でやるときに、当然、数が、確保すべき部屋数が相当減ると思うのですが、単価契約のときにやはり固定費の部分は、責任者は一人置かなければいけないし、ここはかかると思うので、その単価契約、特にITパスポート試験をやった後であれば何人ぐらいというのが読めるでしょうから、いいでしょうけど、まだ、この入札の段階ではITパスポート試験はやっていないので、多分、恐らく初級システムアドミニストレーター試験の数を参照しながら決めることになると思いますが、そういう考え方で見積もらざるを得ないということですかね。そうすると、単価だとちよっと、それは一番最後ですよ。そうですね。最後と考えていいわけですよ。23年。

○林副試験センター長 そうですね。最後です。

○樫谷主査 23年、これは24年の3月まででしたっけ。

○林副試験センター長 24年の4月の試験。

○樫谷主査 24年の4月の試験ということは、これでいうと。

○柳橋主幹 前から。一年前から導入されるということですね。

○樫谷主査 一年前からですね。

○柳橋主幹 あと、23年のどこかの時点、23、24、どこかの時点で導入されるということ

で、今、予定しておりまして、それは4月かもしれませんし、いろいろ、準備の条件によって秋になったりするかもしれません。そこはまだスケジュールが。

○榎谷主査 わからないのですね。

○柳橋主幹 はい。確定をしていない状況でございます。

○榎谷主査 23年度試験というのは、これは23年の春からということですか。23年の秋からということですか。

○柳橋主幹 ITパスポート。

○榎谷主査 そうです。

○柳橋主幹 ITパスポート試験自体はCBT方式でやりますが、今のところ、これは年に2回ということではなく、随時、可能性がありますので。

○榎谷主査 随時、やるわけですね。

○柳橋主幹 夏になるかもしれませんし、冬になるかもしれません。

○榎谷主査 そうです。それを導入するのが23年の春からずっとそうなるわけですか。

○柳橋主幹 それはまだです。

○榎谷主査 まだわかっていない。そうですか。

○柳橋主幹 わかっていないところでございます。

○榎谷主査 「わかっていないので」ということですね。

○柳橋主幹 はい。

○榎谷主査 なるほど。

○渡邊副主査 済みません。ちょっと聞いてよろしいですか。

○榎谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 私もちっと単価方式を取られる理由のその一般的な受験者数がたくさんに上れば、単価方式の方がフレキシブルに対応できるからという御説明はわかるような気はするのですが、他方、単価のその考え方とその調整条項が要りませんという理由が、先ほどの御説明を聞いてもよくわからなくて、人数が増減したことに起因する調整は不要かもしれませんが、ほかの理由で例えば物すごく値上げするような、仮に会場費が物すごく値上げするような要因とか、その人数の増員に関係ないコスト調整は総価であろうと単価であろうと必要なだろうと思うんですね。そこの御説明の「単価だから要らないでしょう」と言われるところが、繰り返しになりますけど、よくわからなくて、それが第1点目です。

第2点目が、先ほどから「説明会で説明すればいい」というお話ですが、この要項の持っている意味というのは、後で結ぶ契約の基本的な事項はきちんと入れる。場合によっては、これから逸脱した契約にはしないということが重要だと思うんですね。加えて機構がきちんと説明をしたと。要項に書いてある以上、説明をしなかったとは言わせないといったような、そういう実際の、どこまで機構がその責任で説明をしたのか、応募する人がどういう情報をもとに判断しても、それはお互いのリスクで、例えばいろんなマテリアルを

見てほかの積算をすれば、それはもう会社の、会社というか、応札する者の責任だと思いますし、そういう情報の提供責任のようなものも私は意味を持っていると思っていて、そういうときに説明会で説明すれば要項に書かなくてもいいという理由は余りないのではないかと思って、ほかの案件でも意見を申し上げさせていただいていたので、そこはもしかすると私だけがそう思っているのであればあれですけど、事務局からも、主査からも「なぜ、書かないのか」という御質問が出ている背景はそういうことにあるものですから、やはり、今、いただいた御説明だけですと、「なぜ、書かなくていいのか」というところがまだ理解できていないので、その2点はちょっと御確認いただきたいと思います。

○樫谷主査 そうですね。特に非常に重要な問題なので。

○林副試験センター長 先ほど、御指摘いただいたような応募者ですとか、そういったものをもう少しちゃんと書き込んでおくと。参考になるようなものは、全部、書き込んでおくと。

○樫谷主査 単価のことについても、しっかり書いておかないと、かなり重要な部分がかこれだけ見ると単価なのか、報酬なのか、入札説明書を見ればわかるというもの、見ればわかるというのはやはり、基本的にはこれがあって、若干の説明はあってもいいと思いますが。

○柳橋主幹 思案をよくやりますので、持ち帰って、要項の段階で応募者の人にとってどこまで情報を提供するとよりわかるような形になるかというところを、一度、開けてみて。

○樫谷主査 これはかなり不足しているような気がしますので、改めてちょっともう一度、事務局とちょっと調整といいますか、打合せをしていただいて。

○徳山企画官 例えば5ページの(5)の口を見ると、各回の試験単位で約定するとあるので、やはりこれなどは一本とは読めない。あるいは各回の試験単位ごとに単価があるのではないかという感じもしますので、そこもきちんと決めて、修正してお出しいただきたい。

○渡邊副主査 多分、事務局からはもう出しておられるとは思いますが、単価を取る場合の欠点は、先ほど申し上げたようなコストが階段状に、こういうふうになる場合に、必ずしも比例を前提にする単価方式が当てはまるのかどうかというところが、多分、単価方式を取った場合の結果になり得る部分だと思うのです。

それでも、なおかつ単価方式の方がそのメリットが上回る。先ほど言われた受験者数が多くない方がうれしいといったようなことにならない、メリットが上回るということであれば、そのコストが階段状になる場合の手当てを、さっきの調整条項ではありませんが、手当てをするか、あるいはもっと情報を細かく開示されて、通常は100人のを用意すればよいという前提でやるのか、その辺りをきちんとやられれば、ある程度、デメリットは克服できると思いますが、何か、今のままで「メリットがあるから、単価方式にやりましょう」と言われると、さっき申し上げた階段状のコストがどの部分、あるのか、必ずしも受験者に比例しないコストの部分をどう考えたらいいのかとか、やはり整理しないで「やっ

てみてください」というのは、やはり、ちょっと、本当に単価方式でいいのかという疑問が出てくるはずなので、やはりその辺りを整理していただいて、もう少し具体的にどちらがいいのかというか、そこを御説明いただけたらと思うのですが。

○林副試験センター長 先ほど、我々が御説明したように、やはりお互いにこの試験をなるべく皆さんに使ってもらって、よりよくしていきたいという思いで我々はやっていますので、そこで「減ってきたら事業者さんにとって得で、増えてきたら損をしてしまう」というのはちょっとモデルとしてどうかなという我々としては懸念を持ってまして、やはり、当然、逆に言えば、先生の御指摘の裏返しを考えれば、減ったときにもリスクは階段状なんですよね。ということでもあると思います。

けれども、増えたときは、逆に言えば階段状ではあっても、減るということではないので、そうした場合には事業者さんにとってはやはりリスクは少なくなっていくのかなというところで、ちょっと考えていたものですから。

○渡邊副主査 別に増えるときだけを考えろと申し上げているわけではないのですが、今まで増えてきたのであり、制度改正が増える方向でやっているのであれば、多分、ある程度、増える場合を前提に想定されてやっておられたのかなと思ったのです。

減る場合も想定しているというのであれば、別にそのことを否定するつもりではないのですが、申し上げているのは機構の思いだけではなくて、具体的にこういう方式をやっても、なおかつ階段状の、増えても減ってもいいのですが、そういうものは乗り越えられずと。それよりも取るメリットの方が大きいのですという説明ができれば、それでいいのかなと思っていたのです。

あと、減っても、多分、増えても、そういうのが吸収できるような階段状なのかどうかというのは、多分、情報開示のレベルがきちっとしていればできるのかなと、素人ながら思ったりするのですが、今の「ホームページを見てわかります」と言われると、多分、そのホームページの内容を。

○林副試験センター長 それを言ったのは、応募者の件なのですが。

○渡邊副主査 なるほど。ですから、ちょっとそういう意味では個々の試験ごとにどうなのかとか、多分、情報開示の話と密接に結び付くのかなと思うのですが。

○徳山企画官 情報開示は応募者数とか受験者数しか出ていないのです。過去、どういう会場を使ってきて、その借料は幾らであるかということはこれではわからない。だから、その点の情報開示が必要というか、それがコストの意味。

○樫谷主査 なかなか、どれが0で、どれが180で、その途中はどうなっているのか。たまたま、一つが0で、あとは全部、180なのか。ほとんど0で、一つだけ180なのかも含めて、ちょっとわかりませんよね。これは物件費の中で表れているということなわけですよ。

○林副試験センター長 それは学校と結び付けて出した方がいいということですか。そこまで出してもいいのかな。

○樫谷主査 あと、その教室数も連掲すると。

○林副試験センター長 ちょっと、その辺は削らせてもらいたいなと思いますが。

○樫谷主査 そうですね。これは物件費は教室の使用料ですか、会場料ではないですよ。

○林副試験センター長 大半はその会場の使用料。ほとんどがですね。

○鈴木調査役 単価、総価方式の書き方のところでも御指摘いただきましたし、いま一度、その部分もありますので、持ち帰って情報の開示ができるかなど、もう一度、先生方のその御指摘いただいたところも踏まえて検討してみようと思います。

○樫谷主査 この辺、多分、物件費も相当、17年度と19年度では変動しているんですね。必ずしも教室使用と、割合と必ずしもスライドしているわけではないので、どう見積もったらいいのかということと、やはり試験とその部屋数は開示しておかないと。それから受験者数と応募者数ですか、開示しておかないと、多分、見積もれないのではないかと思いますけどね。

それから、もう一つ、少なくとも23年度にやるとしたら、ITパスポート試験はこの委託からなくなるということですよ。そう言う意味では総額は減ると考えてよろしいわけですよ。

○林副試験センター長 そうです。

○樫谷主査 そう言う意味では、やはり減る方向にあるわけですから、最初は増えるかもしれませんが、まだ、少なくともぼんと減るわけですよ。恐らく、21年度、22年度はひょっとしたら増えるかもしれませんが、しかし、23年度はトータルは増えるかもしれませんが、少なくとも、この委託業務からいうとぼんと減るわけですよ。

○柳橋主幹 そうです。

○樫谷主査 そうですね。それで、このイが一番数も多いわけですよ。影響も大きいので、事業者の方の手取りは、単価契約をしてもしなくても、当然、減るわけですよ。その辺のときに、渡邊先生がおっしゃったように、固定費と準固定費と変動費、その辺の情報開示、見積もるための情報開示が必要なのかなと思います。

では、それを一度、その説明を、説明というか、事務局と話をさせていただいて、調整といたしますか、適切に要項を直していただく、修正していただく。

○徳山企画官 契約期間についても、多少、柔軟に考える余地はないかという点も。

○樫谷主査 そうですね。契約期間が23年度かということですが、これは22年度までというわけにはいかないのですか。というのは、相当に大幅なものが変わるというときに、単価で、そういう階段状のものがきちっと情報開示ができればいいのですが、できない、つまり単価だけでいくとか、そういうことになってくると、相当、変動要因があると。多分、受験、このイからワはなくなったのですが、大体、どのくらいの割合でしたっけ。受験者数でいうと9,200人のうちの初級は幾ら、何人ぐらい、何割ぐらい占めるのでしたっけ。一般的にいうと、だんだん、上になればなるほど難しくなるということですか。それで数が減っていつているということですよ。

○柳橋主幹　そうです。

○林副試験センター長　中国だけということではなくて、全体になってしまうのですが、この秋ですと29万人弱が応募していますが、そのうちの初級シスアドが5万人ぐらいです。

○樫谷主査　では、2割近いということですね。

○林副試験センター長　それが地域でも同じぐらいかなと思うのですが。

○樫谷主査　なるほど。だから2割近くが減ってしまうということですね。そういうことで情報がきちっと出せれば、そういうことも可能かもしれませんが、余り情報が出せないとなると、民間がどう考えていいのかわからないので、それなら23年度からやれるかどうかかわからないということですが、できれば22年度まで2年間ぐらいにするとか、何か工夫を。23年度、できるだけ早期に導入したいという機構のお気持ちはわかりますが、少しずらすとか、何かそういう整合性をできれば取っていただく。つまり、情報開示をしっかりとできるか、どちらかを寄せていただくか、そういうことも必要なのかなという気はしないでもないですけど。

○稲生専門官　一つだけよろしいですか。

○樫谷主査　はい、どうぞ。

○稲生専門官　細かいのですが、さっき質問した3ページの「会場責任者等」のところで、これはもう付け加えただけだと思いますが、会場責任者、それから監督員、管理員と3種類ありまして、これの意味はどこかに定義的に書いておいた方が。確か、どこにも書いていないかなと思ったのです。

実は次のページを見るとマニュアルが出ていまして、マニュアルを見れば何となくわかるのかもしれませんが、もう、ずばっと、それぞれ「責任者とはこういう業務を行う」とか、ここのところに1行でも2行でもいいので、足しておいた方がいいのではないかとというのが一点。

それから、あと情報開示のところ20ページ、最後のページですが、17年度から19年度までの人数の開示があって、「会場責任者等の数」とあって、恐らくこの中に3種類、やはり分かれるわけですよ。ですから、これも恐らく積算する上で目安があった方がいいと思いますので、もし開示できるのであれば、例えば17年度の500人のうち責任者が何名とか、勿論、これは計算すればわかるのかもしれませんが、無理か。これはやはりちょっと無理ですね。

○林副試験センター長　そうですね。

○稲生専門官　ですから、もし可能であれば、せめて責任者、監督員、管理員の内訳を出していただくといいのではないかと思います。以上です。

○樫谷主査　それでは、そういうことで、済みませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かそれ以外に事務局からありますか。よろしいですか。それでは、そういうことで、機構におかれましては今回の審議を踏まえて、事務局との間でうまく調整をしていただきまして、次回の審議に向けて更に検討を進めていただくようにお願ひしたいと思ひます。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかつた事項とか、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局で整理した上で各委員にその結果を送付させていただきたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

((独)情報処理推進機構退室)

((独)環境再生保全機構入室)

○樫谷主査 済みません。それではまた始めたいと思ひます。続きまして、公害健康被害補償業務の徴収業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思ひます。本日は独立行政法人環境再生保全機構、補償業務部、折田部長に御出席いただいておりますので、前回の審議での指摘事項に対する機構のお考えや、それらを踏まえた実施要項(案)の修正点などについて、15分ぐらいでできるだけ要領よく御説明いただきたいと思います。

○折田部長 環境再生保全機構でございます。よろしくお願ひします。それでは、前回の小委員会の後、委員指摘事項ということで何点か指摘事項を承っておりますので、御説明したいと思います。資料B-①でございます。まず、1点目の指摘事項のものでございますけれども、中身的には「丁寧に読めばわかるような表現ではいけない」ということで、実施要項(案)の5の(2)の⑤、このところは民間事業者の創意工夫を最大限に発揮する場合には、実施要項と異なる内容でも差し支えないというようなものを規定しているところでございますけれども、それを削除しております。

2点目の「サービスの質」のところでございますけれども、「説明会の開催」の項目とか、それから「申告・納付の指導等」の項目を削除すべきだという御指摘に対して、そのように削除いたしております。

次のページを開いていただきまして、3のところでございますけれども、説明会の開催を必須としない扱いとすることに伴う修正ということで、関係する箇所を修正しております。

次のページの4のところでございますけれども、「適切な申告書類の懲憑」と、それから「未申告事業所に対する措置」の違いがよくわからないということで、これに対しましては申告書類の懲憑は申告書提出期限までの間、その申告書を提出するように勧める行為でありまして、未申告事業所に対する措置はその提出期限後の申告を督促する行為であります。両者の間には時間的な違いがあるということで、この旨が明確になるように実施要項(案)の2の(1)の③を修正しております。

それから、5の契約解除をした場合の委託費の支払い関係でございますけれども、他の案件の実施要項のように記載すべきということで、実施要項(案)、9の(3)に新たに⑩ということで「委託契約解除時の取扱い」という項目を追加しております。

それから、同じく契約解除をした場合の未申告事業所の関係でございますけれども、未

申告事業者が納付すべき金額の総額とか、それから未申告事業者リストを情報開示すべきであるという御指摘であります。まず、額の方でございますけれども、申告は自主申告で行われているということと、それから賦課金の金額は前年の硫黄酸化物の排出量に基づいて算出されておりますので、残念ながら、機構といたしましては未申告事業者が納付すべき金額を把握しておりません。

また、概算がどの程度になるかということですが、現状、申告書の提出率が96%以上になっておりまして、必要な資金に不足は生じておりませんので、恐らく総額はそれほど大きな金額ではないものと考えております。

それから、未申告事業者リストの情報開示でございますけれども、未申告事業者の納付すべき金額は不明であるということと、それから、もし未申告事業者名を公表いたしますと、いわゆる風評被害とか、もしくは同業者がリストの中に同業者の名前が出ていて、自分のところも未申告、申告しなくてもいいのではないかというような、未申告の連鎖反応が起こる可能性も十分、考えられますので、そのところはリスクの観点からは有用な情報提供にはなり得ないものと考えております。ただし、実施要項（案）の8の（1）で3月の下旬までに納付義務予定者名簿を民間事業者に送付することになっておりますので、その際には前年度のその未申告事業者名簿を提供したいと考えております。

それから、同じく契約解除のところでございますけれども、納付されなかった金銭の取扱いということで、これに対しましては、現状、既存の受託者との契約書ではその損害賠償の規定は設けておりませんが、「契約上の疑義」の条項で契約に定めない事項は両者が協議して解決を図ることになっております。幸い、これまで受託先に対して損害賠償を請求した事例はございません。

2. のところでございますけれども、では、どの程度のところまで責任を取るのかということですが、そもそも、汚染負荷量賦課金はPPPの原則に基づいて賦課金をお願いしているところでございますので、原則、民事責任を踏まえた形で汚染原因者がその負担をすることになります。汚染原因者に請求できる限りは、委託事業者に請求することはないものと考えております。

ただ、受託者の故意又は過失、いろんなケース等があり得るかと思っておりますけれども、その場合には十分、弁護士と相談した上、請求するか否かを判断したいと考えております。

6の「申告状況の報告」でございますけれども、これは実施要項（案）の2の（1）に新たに⑤として「申告状況の報告」ということで、項目を追加しております。

最後に7の「契約の解除」については、ここは例示を御提示いただいておりますので、御指摘のとおり、修正させていただいております。

次に実施要項（案）にどのように反映したかということで、資料B-③を見ていただきたいと思います。2ページ目のところが、②のところ、タイトル名が前回、「説明会の開催」とか「申告」というような文言になっておりましたけれども、「説明会の開催」は選択肢の一つだということで、タイトル名を変更しております。

また、なお書きのところは、前回、榎谷主査からアドバイスがございましたとおり、「なお、従前はこうこうであったが、実施方法についてはどんな提案でも可能である」という文言に修正しております。イのところも、なお書きは同様に修正しております。

③が「提出の懲憑」と、それから「未申告の措置がよくわからない」ということで、懲憑の方は頭の方で「15日までの間」という文言を付けております。④は同様に、なお書きで「いろんな選択が可能である」というふうに変えております。それから、⑤は新たに「申告状況の報告」を追加しているところでございます。

それから、次のページの3ページ目のところで、(3)で説明会の開催、それから申告・納付の指導等を削除しております。それから、6ページ目のところで、「その他」のところ、あちこちに分散されているということで、⑤の「その他」を削除しております。

それから、7ページ目のところで、「加点項目審査」のところ、アのところ、対応のところを修正するとともに、評価項目、これはいろんな提案が考えられますので、特定できないということで、提出された各提案書の内容を勘案して、評価委員会で定めたいと考えております。

次のページの8ページ目の「申告書等の受理及び点検」のところも、アに係る項目もいろんな提案が可能になっておりますので、評価項目については評価委員会のところで定めたいと考えております。

それから、12ページ目を開いていただきたいと思います。⑩の「契約の解除」でございますけれども、これは事務局から御提示していただいたものを、そのとおりに修正しております。

それから、⑪として「委託契約解除時の取扱い」ということで、これは社会保険庁の実施要項を参考に記載しております。以上が指摘を踏まえた形での修正点でございます。説明は以上です。

○榎谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問、ございましたら。

○渡邊副主査 いいですか。

○榎谷主査 はい、どうぞ。

○渡邊副主査 今の解除のところの、解除した場合の取扱いについての確認ですが、これは基本的に故意、過失の有無を問わず、450件を超えなければ解除できるという規定ぶりになっていると思いますけれども、この損害賠償のイのところは、これも過失がなくても、過失というか、民間事業者の責めに帰すべき事由がない場合でも、この違約金の納付が必要なかどうかという点と、これは多分、違約金というか、損害賠償の予定だと思っておりますが、この損害賠償の予定と、エで「違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる」とあって、契約の解除をしても損害賠償の請求ができるというのは民法上の規定どおりいくおつもりなのかなという気がする反面、何かこの違約金の徴収と損害賠償のこの規定の関係がよくわからないので、教えていただきたいのです。

あと、既に事務局から指摘があったかもしれませんが、実施要項の①のウ、何か「正当な理由なく委託業務を中止し」と書いてある、ここは「正当な理由がなく業務を中止し、または事由に基づき契約を解除されたことによって支障が生じた場合には、その費用相当額を機構に支払わなければならない」とあって、これがまさに損害賠償の中身だと理解していたのですが、こう、新しく損害賠償の予定が入り、またエで損害賠償の予定をし、それから、なおかつ、ウと違う要件でまた何か損害賠償の請求ができると書いてあり、ちょっと混乱している。私自身がどう理解していいか、混乱しているので、ここを御説明していただいた方が多分いいだろうと思います。

○折田部長 御指摘が他の案件の実施要項のように記載すべきだというものでありましたので、社会保険庁の国民年金保険料の収納事業のものを参考に書いたものでございますけれども、そのこのところがおかしいということであれば、訂正することはやぶさかではありません。違約金のところがおかしいということであれば、削除しても構わないと考えております。

○徳山企画官 ちょっとよろしいですか。他の実施要項を御参考にされたということですが、要はこの11ページの(3)の①のウは他の実施要項には存在しませんので、これと他の実施要項にあるところをそのまま使われたこの12ページ、13ページの⑪、⑫ですね、この関係を整理する必要があるという御指摘だと思います。

○折田部長 ですので、おかしいということであれば、そのように修正したいと思っております。

○渡邊副主査 例えば、どういうことを希望されているのかわからないと、私たちもどう申し上げていいか、正直言ってよくわからないのですが、この費用、11ページに書いてある「費用相当額」が損害だということであれば、単純に次の13ページの、そうですね、確かに⑪と⑫の関係ももう一つありましたね。失礼しました。

例えば、今のお話だと違約金のところは余り、本当に取ろうと思うよりは、何かほかを参考に入れてみられたということであれば、多分、本当にその違約金を決めて、それに対する遅延利息のウまで本当に取りたいと思っておられるわけではないように窺えるので、エはそういう意味では⑫の損害賠償と重複して書いておられる。それ以上の意味はないということになるのでしょうか。

○折田部長 そのとおりです。ですから、特段、違約金を是非とも取らなければいけないというような考えはありません。

○徳山企画官 その場合、その相当額の支払いと⑫の損害賠償の関係は、もう、これは両方、損害賠償をするというケースがあるので、両方残しておく。こういうお考えですね。

○樫谷主査 業務を中止した場合と契約を解除した場合と、これはその違いだけですか。正当な理由なく、勝手に中止してしまったということによって解除した場合と、それから、それ以外の450件でしたか。

○渡邊副主査 そうです。

○樫谷主査 450 件という理由によってというその違いということですか。それも⑩だから同じですよ。⑩。

○稲生専門官 損害賠償に2種類というか、2つのカテゴリーがあるということでしょうか。そうするとまとめて書いた方がわかりやすい。

○樫谷主査 そうですね。まとめて書いた方がいいかもしれませんね。

○渡邊副主査 済みません。ちょっと、今、確認のために申し上げたいのですが、この⑩のところ、とりあえず作業をした分についてはお支払いしましょうというのは、ある意味、こちらが払うということでフェアですよ。そういう意味では、アのところは必要で、イとウとエは社会保険庁のサンプルを見て足しただけで、特にここを意図したわけではないというのであれば、これを無理に入れられる必要はなくて、そうすると⑩のところはアだけ残れば恐らく、フェアネスというか、ここの意味は達して、そうすると残るのは11ページの①のウと、⑫の損害賠償の関係。

損害の内容がこの費用相当額ですということなのかどうか。それとも、それを超えるものがあり得るので、それを超えて、ここの⑫を残しておくのですということなのかははっきりすれば、大分、整理されるような気がするのですが、そこはいかがですか。

○折田部長 ⑫のイ、ウ、エを削除するのは、もともと、記載したのが他のものを参考にすることですので、削除しても構わないと考えております。①のウと、⑫のところが、要するにウが⑫のところで読み込めるということであれば、そこはもう⑫のところで一括するような形でも可能だと思います。正当な理由なく中止したのが、故意又は過失以外のものも想定されますので、その場合にはやはりその部分についても、それなりのものを請求はしたいとは考えております。

○渡邊副主査 多分、中止されただけで解除されない場合の規定を入れておきたいということであれば、明確にする意味はあって、あとは解除された場合にどちらでいくのかとか、ちょっとテクニカルなところが残るので、多分、その辺りであれば、後で調整をしていただければいいかなという気はいたします。以上です。

○徳山企画官 それにちょっと絡んできまして、その(3)の①のウの上にイがありまして、事務局側は少しチェック漏れかもしれないのですが、「一切の経費、報酬を支払わない」となっておりますのは、契約解除の場合のように実施分については支払うと。当然、平仄を合わせるという意味で、形で修正をすべきではないかと思えます。

○樫谷主査 開始しなかったときは、勿論、一切、払わないというのでいいと思いますけれども、これは何か「中止」と書いてあるので、どの段階での中止によるかによるでしょうけれどもね。

やむを得ない理由という意味は、これは正当な理由という意味ですか。ウは「正当な理由なく」ということですが、やむを得ないというと正当だということですか。

○稲生専門官 「やむを得ない」と「正当」はちょっと違いますね。

○樫谷主査 ちょっと違いますよね。ここ、ちょっと整理を。基本的にはおっしゃって

る意味はよくわかるので、文章の話だと思しますので、そこを整理していただければいいのかなとは思っています。あと何かございますか。

○稲生専門官 いいですか。

○樫谷主査 稲生先生、どうぞ。

○稲生専門官 これも事務局から指摘があったかもしれませんが、加点項目の審査のところで、7ページの②で加点項目の審査項目がございまして、それから8ページのウです。そのところで「提出される各企画提案書の内容を勘案して評価委員会で定める」というのは、おっしゃるように民間さんの創意工夫何とかということ、むしろ皆さんが出してきたものを見ながら、どう評価するかを決めるというのは確かに感覚としては間違いではないかもしれませんが、非常に違和感がありまして、やはりあらかじめどういったことを、要するに提案してほしいのかというのがまず先にありきではないかと思っていまして、要は私が例えば7ページのところで相談窓口そのものをサービスの一つで置くのはできれば避けていただきたいという願いをして、それが加点項目の審査の項目で落ちるのは、勿論、結構なのですが、ただ、そこで評価されるべきは、結局、削除されてしまって残念だと思っているのは、要は納付義務者の利便性にちゃんと考慮した情報提供が行われているという項目は、やはりそのアの中に評価項目として挙げておいた方がいいのではないかと。

それで、例えばということで相談窓口とか申告者への情報提供方法、例えば書かれることを考えてほしいのですが、要は制度概要がちゃんと紹介されているチャンスがあるとか、あるいは申告の手続の概要が紹介されているとか、何かそういうようなことがきちんと盛り込まれているようなことが適切な情報提供法だと思われまますので、何かそれを多少例示するなりして、評価項目として書いていただいた方がいいのではないかと思っているんですけどね。

○樫谷主査 そうですよ。

○稲生専門官 例えば随時の相談を行うとか、要するに私が言わんとしたところはそういったいろんな、さまざまな情報提供の方法を利便性に配慮しているというようなことでやはり評価するようなことを、何か評価項目で1項目か2項目か置いていただいた方がやはりいいのではないかとということでございます。

それから、あと8ページのウの「申告書等の受理と点検」は、これはアよりも問題としては易しいのではないかと思ひまして、要は2つ、黒丸（・）があつて、あえてアとイとウと分けてはいますが、結局、上記2の（1）の④を読むと、これは2ページでしょうか、修正後で拝見いたしますと、2ページの④は、アは要するにその開設、受付窓口を開設するということですよ。イのところは記載漏れ等の点検ですよ。それから、ウのところでは適切な指導ですよ。だから、開設と点検と指導ということで、これはそれほど複雑なことではないと思うので、8ページのところで要は2つ目の黒丸（・）のところで、「受理及び点検の体制と方法」で、きちんと全部、項目が挙がっているということで、これだけでもいいのではないかと。

あえて提出される各企画提案書の内容を勘案する云々ではなくても、この2つ目の黒丸のその傍線が引いてあるところのむしろその後の部分だけで、評価は可能ではないかと思えます。繰り返し言うと、8ページのウの評価項目は「受理及び点検の体制と方法」で、括弧の中はそのままでよろしいのではないのでしょうか。

繰り返しですが、2ページのところでは「開設し、点検し、指導し」と、この3つを評価すればいいので、そこはむしろシンプルに前のおりでもいいのではないかと思います。7ページのさっきのアのところは、やはり、恐らく、ちょっと工夫が必要かと思えますけれども、そこはやはり何か例示をするような形で、むしろ全部、削除をしてしまうのではなくて、適切な利便性に配慮した何らかの情報提供、提供の方法とか、何かそういう項目で評価するのだということを書いてあげた方がいいのではないかと思います。

ちょっと、これは事務局と相談いただいて、いずれにしても企画書の提案、提案書の内容を勘案してからこの項目を考えるとというのは、ちょっと、やはり変な感じもするということをございますので、ちょっとまた戻してしまつて恐縮ですが、御検討いただければと思ひまして。以上でございます。

○栗山課長 企画内容につきまして、いろんな企画が、どういう企画内容が来るのか、私どもは全く想像がつかないところがございまして、今、想定される、今、先生がおっしゃるように、その中でどういうものが想定されるかというのは今の時点ではわからないということで、その委員会、せつかく委員会を組織するわけですので、その中で御判断等を仰いでもいいのかなど思つたのです。

それは、今、先生がおっしゃるような内容になるかもしれませんが、それはそれとして、委員会を有効に御指示、あるいは御指導を仰いでもいいのかなど。

○稲生専門官 であれば、もし、仮にそうされていくとしたら、その提出される各企画提案書の内容を勘案というのは、やはりそのものは要らないではありませんか。端的に評価委員会で定めるということでもいいような気がしますがね。結局、評価委員会のところには提案書の中身が行くわけですから、ただ、応募する方からすると、要するに書いていいことを示されないままで、その内容を勘案して評価項目を決めるというのが何か堂々めぐりというか、そういう感じがしたのです。だから、そこは、ちょっと済みません、この委員の先生の御意見もあると思うので、ちょっとお願いしたいのですが。

○渡邊副主査 稲生先生が言われた件で、これはタイトルが「円滑な申告・納付の事務手続」となっていて、実施する側からの観点のタイトルになっているので、確かにその評価委員会で決するというに反対なわけではないのですが、逆に言うと、その視点としては実施する側だけではなくて、受ける側の利便性を考えてほしいという視点を、多分、入れた方がメッセージが伝わるのではないかというのがあり、また、その利便性というレベルのハイレベルな表現であれば、何かその評価委員会の実際の御判断を妨害するような結果にもならないのではないかと思うので、やはり入れていただいた方が全体としては目的を達する方向に働くのかなと思ひます。

○佐久間事務局長 一つ、よろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○佐久間事務局長 評価委員会で実際に検討をされるときに、評価委員会を構成されるときのいわばマニフェスト、要するにその評価委員会の任務をその構成委員になられる方に理解していただくという部分があるわけですね。そこからしますと、いわば白紙委任状を出すような形になってしまっているのは、その評価委員会の運営実務上、引き受けられた先生方が困惑されるのではないかという気もいたします。

「こういう観点で評価をしていただきたい」というところは、やはり、ある程度、示していただかないと引き受けられる方も大変ではないかという、そういう運営実務上の問題も考えていただいた方がよろしいのではないかという気がいたします。

○折田部長 そのような御懸念を持たれるということであれば、誤解のないような形での修正はしたいと思います。

○樫谷主査 それはどうですか、事務局と打合せをしていただけますか。

○徳山企画官 はい。

○樫谷主査 あと、いかがですか。ちょっと、私、気になっていることがありますて、これは資料B-④の3ページ目の「解除した場合の扱い」というところで、回答のところちょっと気になっている部分があって、「そんなに大きな金額ではないと思われます」「申告していないのでわかりません」ということだと思のですが、また、「未申告の事業者名の公表によって風評被害とか、未申告の連鎖反応等を引き起こす可能性があり、リスクの観点から」と書いてありますが、確かにそういう懸念もあるし、名前まで公表しろとは言っていませんが、未申告の連鎖反応を引き起こす、確かにその機会になると思わすけれども、これは普通、考えると、今まで三百幾らの未申告があるわけですよ。

これは未申告で、多分、金額が余り影響がないから、コストとの、メリットとの関係で行くと思いますが、もし、大きなところが申告しなかったときには、当然、調査か何かに行くわけですよ。これは例えば、我々は会計士、あるいは税理士として国税の方で当然、申告していなければ、わかれば、当然、調査に行って、資料等を調べて概算でも大体幾らというような査定をして、これは更正決定のような形でして、それで徴収するということをしますが、これはそういうことは今まではされてはいないのですか。金額が少ないから、やってもかえってコストがかかるということなのかもしれませんが、むしろ、そういうことをやらないから未申告の連鎖反応が広がるので、やっても、結局、調査に来られて捕まって払わなければいけないとなったら、そうはならないと思うのですが、どういうことを言っていらっしゃるのか、よくわからないですけどね。

○栗山課長 この間、先生から御質問があったときに御説明をさせていただきましたが、これは、汚染負荷量賦課金は自主的、国税と同じように自主的に申告することになっています。それともう一つは私どもの機構には調査権がないというのが一つございます。

○樫谷主査 ないのですか。そうですか。

○栗山課長 だから、調査につきましては、あくまでも任意で調査をさせていただいているというのが、国税と大きく違うのがそこにございます。

○樫谷主査 国税も一応、任意なんですよね。それから、だめなときには査察ということなので、それは査察権がないということですね。

○栗山課長 はい。私どもが与えられているのは資料提出命令しかないということで、通常の国税とはちょっと違うのかなと。それともう一つは不況業種があったときに、例えばあそこの工場、同じようなレベルの工場があったときに、「あそこが払っていないのなら、うちも同じぐらいの施設しか持っていないのだ」と。国税と違うのは儲けに対して税金がかかるのと、これは煙を排出した実績に基づいて、その儲けは全然関係なく、賦課金を徴収しないといけないということで、大分、その様相が変わると思われま。

したがいまして、「あそこが払っていないから、じゃあ、うちも払わない」、そういった経営者がいたとすると、そういう未申告事業者が増えていってしまうという傾向になるので、そういう業種の名称、要するに会社の名称は出せないだろうと思っています。

○樫谷主査 そういう可能性もないとは言いませんが、やはり、まず申告をしていないとなると、大きいところがやりますと、必ず行きますよね。大きいところは基本的にはちゃんとやるとは思いますが、そういう可能性は極めて少ないと思いますが、大きなところも正しい申告をしているかどうかはチェックに行くわけですよね。そうですね。

○栗山課長 はい。そうです。

○樫谷主査 小さなところで、まして申告をしているところとしていないところと、逆に不公平が出てしまう可能性がね。つまり、苦しいところでちゃんと申告している、同じ苦しくても、一方は申告をしていないとなったときに、逆作用も起こるかもしれないけれども、でも、フェアではないと。不公平ではないかと我々は一般的に思うのですが、その辺はいかがですか。

○栗山課長 私どもも先生がおっしゃるように、不公平がないようにばい煙発生施設の届出書関係について情報を入手しながら、これは「裾切り」というのがございまして、指定地域ではばい煙発生施設、例えばボイラーの容量があつて、1時間当たりの最大排出ガス量が1万と。例えば1万あれば納付義務者になりますが、9,999だと納付義務者にならない。それは施設の容量でさせているのですが、実際に賦課金は1万以上のところから汚染負荷量賦課金を徴収すると。

極力、そういった不公平がないように、機構の中でも調査をさせていただいて、調べて、それで申告懲遷を行っている。それと、あと破産とかそういったところにつきましても、破産管財人、弁護士の方にお話をさせていただきまして、裁判所の許可をいただいて御申告をしていただく。だから、極力、不公平がないように申告を懲遷をさせていただいております。

○渡邊副主査 よろしいですか。もともとは、この未申告事業者についてのリスクの情報開示というお話が出たもともとのところは、1軒のところは2億円とか3億円とか、そう

いうレベルなのか、1軒は10万円ぐらいだけれどもというところが、450件ですか、その開示される場所に物すごく大きく影響するので、どの程度、頑張ればいいのかということが、頑張るといえるか、どの程度のリスクがあるかという観点からその開示ができないかというお話なので、そうだとすると、何か今、未申告事業者の個別情報も全部開示しようという前提でお話しいただいているように思うのですが、仮に今の御説明で個別事業者の本来申告すべき金額が幾らでという、その個別情報の形ではなくて、例えば資本金が幾らなのか、売上げが幾らなのか、操業率が何%なのか、どの指標を使うかはわかりませんが、何かそういう指標を持ってきて、1軒当たり2億円なのか、10万円なのかとか、何かそのレベルの、「取っていない」とおっしゃっていますが、「取っていないけど、それほど大きな金額ではないと思います」と同時に書いておられて、そのもともとの目的に照らして、何か言えることがないのか、あるのか。

適切でないかどうかという以前の問題として、全くそういうレベルの情報も出せない、取っていないという話なのか、「そのぐらいだったら、出せるんだけど」というお話なのかというところを教えてください。

○折田部長　そういう情報があれば、額であれば、多分、出しておりますけれども、正直な話、そういうデータがないということです。金額は把握していないということで、「ないものは出せない」という状況だと御理解していただきたいと思います。

○渡邊副主査　抽象的なレベルでも、もう出せないということなわけですか。

○折田部長　要するに、そういうデータを一切、持っていません。金額がどの程度であるかというのも、一切、こちらの方では把握していませんので、ないものは出せないということです。

○渡邊副主査　そうすると、この連鎖反応の云々が理由というわけではないということになりますね。

○折田部長　それは要するにその未申告者の名前が出ますと、先ほど、課長の方からも言いましたとおり、「お宅のところは払っておりませんね」と、「じゃあ、私のところも払わなくてもいいんじゃないか」というようなことで、申告しなくてもいいというような風潮が連鎖的に広がっていくと。

○樫谷主査　名前まで出せという、国税の方も名前は公表していないと思うので、名前を出せとは言いませんが、要するに何件というものはあるのだから、大体、それが合わせて幾らぐらいで、推測でしょうけど、平均幾らぐらいなものなのかということがわかれば、入札のときの参考になるのではないかと。

つまり、B-①の4ページの解除した場合の取扱いのところ、回答をいただいている2の「しかし」のところですね。「受託者の故意又は過失により」云々と書いてあって、これもどういうことなのか、ちょっとよくわからないのですが、その減少を招いたときには損害賠償をするかどうか、可能性があるということが書いてあるので、いずれにしても、負担としてどのようなことが起こり得るのか、そういうことをやはり書いておかないとい

けないのかなと思っているのですが。

○折田部長 5の(3)の回答の2のしかし書きのところは、例えばこういうケースが考えられると思うのですが、ある受託者がその納付義務者に対して故意に「払わなくてもいいですよ」とか、申告額を「減少した形でやってもいいんですよ」という形でやった場合には、そういうケースも考えられますので、そういうときには本当に損害賠償を請求する可能性も全くゼロではありませんので、そういういろんなケースで疑義を生じた場合には、弁護士と相談しながら判断したいということで「しかし」のところを記載しています。

○樫谷主査 そういうことかもしれませんが、例えば税の場合で、これは故意はあるかもしれませんが、過失で何かをアドバイスし忘れて税を少なく払ったために、後で税務調査があって、否認されるということがあるわけですね。

そうすると、それがどこまで、要するにそのアドバイスをして、そのアドバイスが間違えていたわけですね。それは税理士としての責任だから、損害賠償ということがありますが、本税の部分は実は損害賠償はもともと払う義務があるのは税理士ではなくて、会社なので、そこはないのです。ただ、アドバイスが間違ったことによって延滞金とか加算税が課されるということがありますと。その分を請求されることは確かにあることはあるんですね。

だから、ここでやはり損害賠償、それは本来、払うのはあくまでも会社ですね。アドバイスが間違ったとしても、会社なんですよ。だからそれは、損害賠償の部分というのはその金額ではなくて、そのプラスアルファの、それはもし間違った場合にはこれはどうですか、会社に請求できるわけですね。

例えば業者の方がアドバイスを間違ったと。それで例えば1,000万円取るところが500万円しか取れなかったと。それで調査に行ってもわかった場合は、当然、500万円、追加で請求をするわけですね。

○栗山課長 請求します。

○樫谷主査 そうですね。しますよね。そうすると、そこで延滞税とかあれが出るのかどうか、ちょっとわかりませんが、その部分は確かにね。

○栗山課長 国税の場合は延滞税がかかりますけれども、機構の場合は延滞金はかかりません。

○樫谷主査 かからない。

○栗山課長 重加算税もかかりません。

○樫谷主査 かからないのですか。なるほど。ということは、わざわざ調査に行ったときのそのコストは。

○渡邊副主査 追加費用が。

○樫谷主査 追加費用としてはかかるかもしれませんが、そうすると「減少を招いた場合」は、この「しかし」の場合、これはどういうことを言っているのですか。

○栗山課長 基本的には納付義務者の方に修正申告なりをしていただく。ただし、誤って、

会社の方針とか、機構、要するに正しい資料提出命令をかけたとして、その経営者がどうしてもそれは応じないという話になれば、どういう形になるのかわからないものですから、そういったところは弁護士さんと相談をしていかなければいけないのかなど。

○榎谷主査 それは計算をして、強制徴収はできないのですね。

○栗山課長 強制徴収はできません。

○榎谷主査 「払わない」と言われたら、もう、払う義務は、権利は、それは法定で闘ってもだめですか。

○栗山課長 資料提出命令、要するに機構には調査権がないので、そこが非常にネックになるのかなと思っています。国税の場合は例えば査察とか、いろんな法的手段がありますが、機構の場合はないので、その反面、検査とか捜査とか。

○榎谷主査 わかった場合、更正決定のようなことはできないのですね。

○栗山課長 要するに納付義務者の方から修正申告という形で、自己申告です。

○榎谷主査 しかやらないのですか。更正決定はだめなんですか。

○栗山課長 はい。

○榎谷主査 なるほど。間違えて言ってしまったら、「おまえらが間違っただんじゃないか」と言って開き直られたときには、なかなか、こう。

○栗山課長 それを検証するのはかなり難しいのかもしれない。

○榎谷主査 国税の場合は、例えば税務の御担当の方が、税務署の方が間違っただけで指導をしたとしても、それは間違えて指導をしたことは悪いことは悪いけれども、やはり本来の税はかかるのはかかるわけですよ。やはり、かかるんですよ。

○栗山課長 そこは機構の職員が申告書の内容を精査させていただいて、前年と比較をして、著しく減少しているとか、あるいはそういったところについては行かせていただくような形になる。それと、あと、未申告の件数の話が先ほど出ていましたけれども、本日の資料にはありませんが、過去3年の年度末の納付義務者数と申告者数を別紙の中で表示させていただいておまして、だから年度末の未申告者数はそれを差っ引けば必然的に出てくる数になります。だから、その中で把握、情報は得ることができるかと思います。

○榎谷主査 でも、それは間違っただけでそういう申告はさせられないので、損害賠償をされても堪らないけどね。

○栗山課長 そうですね。基本的には納付義務者の方々に申告、だから機構としてどうしても損害賠償を求めるということではなくて、要はよほど悪質とか、そういうことにならざるを得ないのかなと思っています。

○渡邊副主査 でも、いずれにせよ、本来の全額全部というのは考えられないと思うので、逆に何かその損害賠償の範囲について間違っただけの説明とかをされてということになると、それはそれでむしろ機構の別な問題になると思うので、そういうところは気を付けていただき、あと、やはり、どういう過失があったのかとか、それによって損害があったのかというのは、最終的に本当にケース・バイ・ケースで、事実認定にならざるを得ないところは

あると思うので、全部を書き切るのは難しいと思うんですね。

ただ、多分、極めてレアなケースを何か一般化して説明されると、多分、物すごくディスインセンティブというか、ディスカレッジしてしまっただけで、最初から「応札するな」というメッセージを発してしまうので、そこはもう多分、淡々ときちんとした説明をしていただくしかないのではないかと思うのですが。

○樫谷主査 そうですね。いずれにしても、説明会で説明をしていただくことになると思いますが、余りこれを強調され過ぎますとリスクを、つまり、とにかく金額が大きいので、しっかり気を付けるという側面もあるけれども、入札参加意欲も衰える可能性もありますので、説明の方は適切にやっていただかなくてはいけないかなと思いますけど、そういうことをちゃんと話していただいてですね。

○渡邊副主査 先ほど、「未申告者数とか、全体の何件かというのはわかる」というお話でしたが、そうすると、この440億円という数字がどう使えるのかはわかりませんが、今回はやはり1件当たりのどの程度の未収なのかというのは本当に出ないのかというのは、何か私も今、わかったような、わからないような、「ない袖は振れない」と言われると、確かにそれ以上、風評がどうか申し上げようがないのですが、多分、そこはすごく重要なことだと思うので、本当に「ない袖」と言ってしまうといいのか、やはりそこはプロの方でないと、どういうふうに数字を見ていいかわからないところではあるので、ちょっと、そこは本当に出ないかどうかは再検証していただいた方がいいのかなという気がします。

○栗山課長 未申告というものも、申告はその年度の納付義務者が該当するようになるわけですが、申告をする場合においては過去分のSO<sub>x</sub>の排出量と現在分のSO<sub>x</sub>の排出量、二本立てになっております。それで現在分の排出量は前年一年間に自分のところが燃料を燃やした量に応じて自主的に計算をして申告をするという形になっていまして、だから、現在分の計算をして申告をしないといけない。

だから、その申告がないところについては、今、部長がおっしゃるように、その申告額がわからない、だからその額は出ないという形になる。

○渡邊副主査 済みません。その将来的な部分が想定というか、憶測が入って、とてもできないというのはわかるのですが、過去の実績からして一件当たり10万円のレンジであったのか、億のレンジであったのか、その過去についても一切出ないのかという、そういう話。

○栗山課長 申告は過去、要するに認定患者は過去の煙によって喘息になったということで、その過去の煙に応じたその過去分のSO<sub>x</sub>の排出量は機構の方で把握しています。ただし、現在分のSO<sub>x</sub>の排出量は前年一年間のSO<sub>x</sub>の排出量を自分のところで計算をして算出しないといけない。税金などでいうと所得とか、いろいろあるので、そういう前年の一年間のSO<sub>x</sub>の排出量がわからないので、トータルがわからない。

○樫谷主査 ただ、外形的に査定してやってもらうということはないのですか。

○栗山課長 概算で査定はできない。

○樫谷主査 例えば調査に行って、「記録していません」と言われたときに、「そうですか」と帰ってこなければいけないのですか。

○栗山課長 はい。それはできません。

○樫谷主査 なるほど。

○事務局 ちょっと、よろしいでしょうか。機構さんから提出していただいた資料で、『健康被害予防補償 予防の手引』というのを以前出していただきましたが、そちらの中には「賦課金が確実に徴収できるように環境再生保全機構は国税などと同様な手続により、賦課徴収できる権限が与えられています」と書いてありますが。

○栗山課長 徴収はできるのです。だから、申告があつて、納めていなければ、国税の滞納処分の例によってその徴収はできます。

○事務局 そうすると、申告については強制権限がないということですか。

○栗山課長 だから、申告、納付義務者はあくまでも義務を課しておりますので、申告をしなくてはならないという義務なのです。それが申告があるかないかというのは機構の方としても、未申告者がないように指導を行っています。ただし、申告があつて金が納まらなければ、機構の方は滞納処分の例によって徴収をすると。

○樫谷主査 どちらかという、申告があつて、その滞納処分というよりも、申告がなくて何もしない方が悪質だと思いますけれども。

○栗山課長 そこは機構の方も、今、ちょっとお話をさせていただいたのですが、破産等で、本来、その納付者が納付しなければいけないような場合においても、管財人の方に裁判所の許可をいただいて破産管財人の名前で御申告をいただいていると。

○樫谷主査 未申告がわかっていながら、ほったらかしにするという表現がいいのかどうか分かりませんが、効果がゼロなのに行って、コストもかけてというのもあるかもしれませんが、やはりこれは機構としてむしろそういうところを熱心に少しやっていたかかないと、むしろそちらの方が風評被害ではないけれども、「機構が何も言わないんだ」という話が当然、公表しなくても、情報は同じ同業者なら「機構は何か甘いよ」という話になってしまうよね。

○栗山課長 そういうことはございません。未申告の中でも会社、その清算登記をしないで、会社はそのまま残したまま、夜逃げ状態になっているようなところもございまして、機構といたしましては現地に赴きまして、法務局、会社の登記の閉鎖登記がされているかどうか、あるいはその土地・建物が今現在、だれのものになっているか、そういったものも含めて、現場も写真を撮りながら、そういうことの努力はさせていただいています。

○樫谷主査 これはとにかく5月15日でしたか、5月15日までに、申告期限に申告しなかったと。その後、当然、督促をして、もっと上げていただけるわけですね。そのときにこの事業者としては、やはりそういうことも調査するということになるのでしょうか。

○栗山課長 現場、そこをどこら辺までお願いするかというのはあるでしょうけれども、

今現在、納付義務者の方々のその状況、そういうものは把握したいなどは思っています。

○樫谷主査 そうですか。それは事業者ですか。それとも機構ですか。つまり、6月15日でしたか、6月15日以降の話と、5月15日から6月までの間と、それ以降の話がありますよね。

○栗山課長 その間、どういうことをその民間事業者の方にお願ひするか。まず、電話とか、いろんな手段はあろうかと思ひます。文書、あるいは登記関係がどうなっているかとか、そういったところも、今後、詰めていかないといけないとは思ひます。

○樫谷主査 本当は制度が。わかるようでわからないですね。

○渡邊副主査 一つ、樫谷先生、ちょっと感想めいたことになって恐縮ですが、過去の実績も出せないとする、損害賠償の額が出せなくて、出せるのはむしろ改心した未申告事業者なりが、あるいは、「改心した」という言葉は穏当ではないかもしれませんが、とりあえず、未申告状態か、あるいは過少申告した人が気持ちが変わって、「実は私、これだけありました」というふうに事後的に言ってくれる場合ぐらいしか、認定できなくて、損害額はわからないままで、それも民間事業者の方で明らかに先方が過少申告しているとか、そういうことがわかっていなければ、何か損害賠償は請求できなくなるのではないかと、今、御説明を伺っていて思ひ始めていて、今まで何か損害を請求しなかったのがそういう理由によるかどうかはわかりませんが、ちょっと感想めいたことで恐縮ですが、何か、そうだとすると損害賠償の規程とは何なのだろうという、ちょっと、今まで何を議論してきたのだろうという感じは、正直言ひて、持っているのですが、済みません、感想めいたことになって。

○樫谷主査 余り過大なリスクだということを誤解のような御説明をいただきたいということだと思ひますが、徴収の方は、今回はそこを議論するあれではありませんので、やはり基本的には何か把握の方法もあるような気はしないでもないですけどね。よろしいですか。事務局の方は特に何かありますか。

○事務局 それでは、本日、御指摘いただきました点について、機構と調整の上、修正を行っていきたいと思ひます。

○樫谷主査 修正ということで、ちょっと確認をしておきたいのですが。

○事務局 済みません。よろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい。

○事務局 まず、7ページ目の「加点項目審査」のところの修正を。

○樫谷主査 7ページ目のここですね。はい。

○事務局 はい。お願いしたものです。

○樫谷主査 それから、8ページもそうですね。

○事務局 8ページのウのところ。

○樫谷主査 ウのところですよ。それから、11ページと12ページにかけての損害賠償のこの絡みのところですかね。そこですかね。ですよ。あと、どこでしょう。

○事務局 損害賠償のところを移動させる方がよろしいかと思いますが、あと平仄を合わせる。

○樫谷主査 ここですよ。そうですね。ア、イ、ウです。そこをちょっと整合性を取っていただくということで、それから、説明のときにはくれぐれも余りリスクは、なかなか取りづらい、余り過大な懸念をしていただかないように、ひとつ、よろしく願います。これは、もうこれで公表する形になるわけですか。

○事務局 もう、パブコメも終わっています。

○樫谷主査 パブコメも終わったわけですね。それでは、私の方からちょっとコメントをさせていただきたいと思います。まず、一応、この審議の議論に当たりまして、私のコメントですが、入札参加者の確保についてということで、環境再生保全機構におかれましては、より多くの入札参加者を確保するために本入札の周知、広報を積極的に実施することをお願いしたいと思います。

また、事業実施に当たりましては、民間事業者と綿密な連絡、調整を図り、民間事業者が円滑に事業を実施できるよう、積極的な協力をお願いしたいと思います。

それから、企画提案書の公正・公平な審査についてであります。入札参加者より手続出された企画提案書を審査するに際しては、従来どおりの方法で提案がなされるから無条件でよしとするのではなくて、企画提案書で提案されている内容がサービスの室を高め、また経費の削減を図ることができるものであるという観点から、公正・公平に審査が行われるようお願いしたいと思っております。

特に入札参加者の確保についての中で、ちょっと追加で今の過大な損害賠償があるというような懸念で意欲が衰えないような御説明の仕方もしていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。今のことについて、何かございますか。機構の方でよろしいですか。

○折田部長 今、先生の方から何点か指摘されましたことは、手前どもは十分、気をつけてきりと実行に移したいと思っております。

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで4回の審議を行いました。本日をもって小委員会での議論はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや管理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。勿論、修正事項については事前に先生方に御報告をいたしたいと思っております。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いたいと思います。なお、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をいただいた上で、各委員にその結果を送付したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。本日はどうもありがとうございました。引き続き、事後打合せを行いますので、傍聴者の方はいらっしゃいましたら、御退出をお願いしたいと思います。